

# 地域医療構想に係る 具体的対応方針について

## 1 これまでの経緯

- 平成30年2月7日付け厚生労働省通知  
都道府県は、毎年度地域医療構想調整会議で合意した「具体的対応方針」を取りまとめる。

具体的対応方針とは

- ・ 2025年を見据えた構想区域において担うべき医療機関としての役割
- ・ 2025年に持つべき医療機能ごとの病床数等

- 令和4年3月24日付け厚生労働省通知  
2022年度(令和4年度)及び2023年度(令和5年度)において、民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを行う。

## 2 令和5年度 協議結果

【令和5年度南薩保健医療圏地域医療構想調整会議

(令和6年3月12日)】

令和5年度, 公立病院・公的医療機関・民間医療機関の計50医療機関の具体的対応方針について協議, 合意。

## 3 令和6年度 協議事項

【具体的対応方針未策定医療機関について】

令和5年度病床機能報告において, 具体的対応方針未策定の医療機関を確認。

対象医療機関に, 具体的対応方針の策定及び提出を依頼。

南薩保健医療圏の全医療機関の具体的対応方針について, 3ページのとおり。

## 4 事務局案

未策定であった医療機関の具体的対応方針について, 合意する。